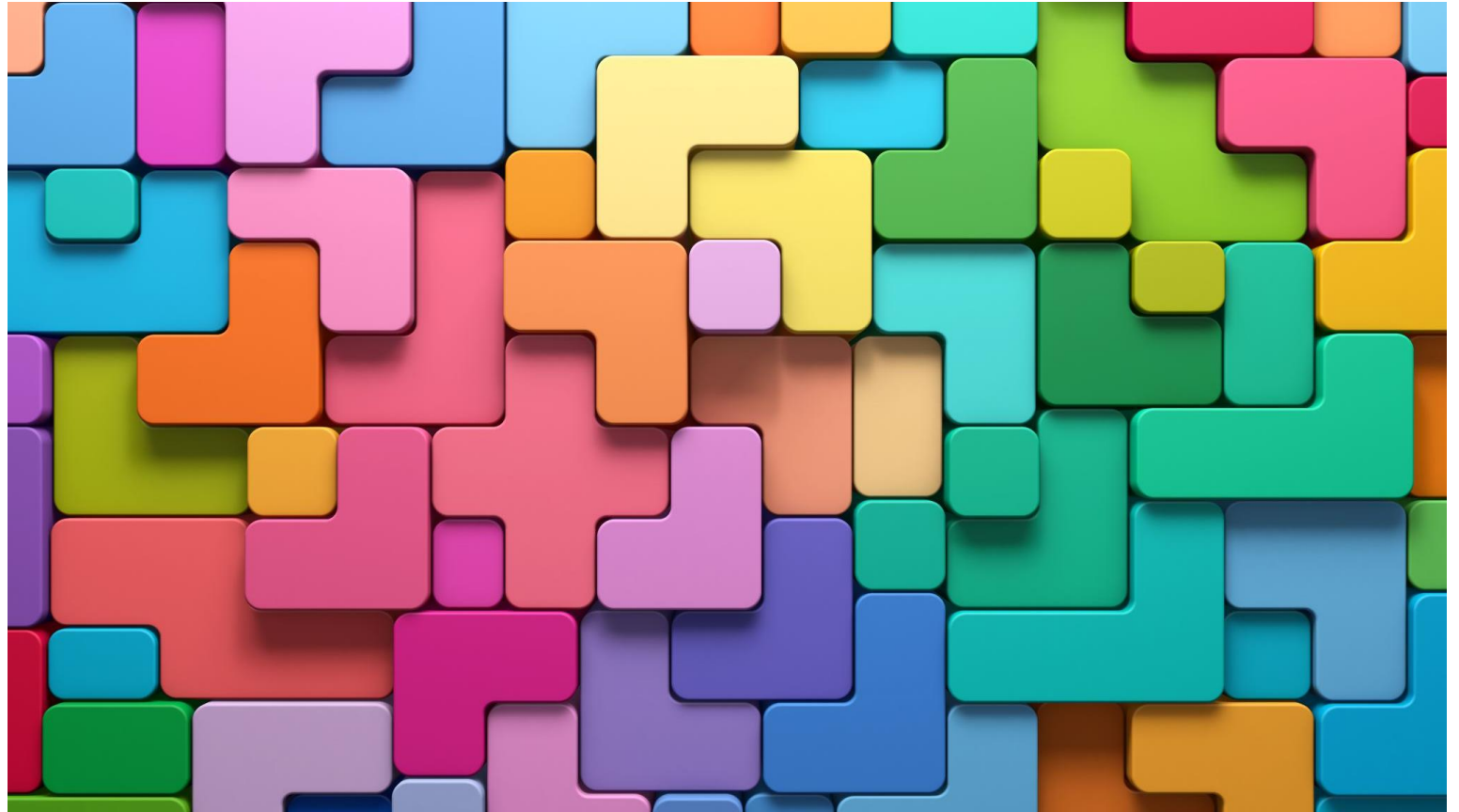


男女共同参画 について

令和7年度（2025年度）

第1回男女共同参画推進審議会



もくじ

1 男女共同参画社会

2 ジェンダー・ギャップ指数

3 男女共同参画に関する国際的取り組み

4 男女共同参画に関連する法令

5 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

1. 男女共同参画社会

1)男女共同参画社会とは

2)男女共同参画社会基本法

3)男女共同参画社会の実現に向けた5つの柱(基本理念)

4)男女共同参画社会のイメージ

1. 男女共同参画社会

1) 男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

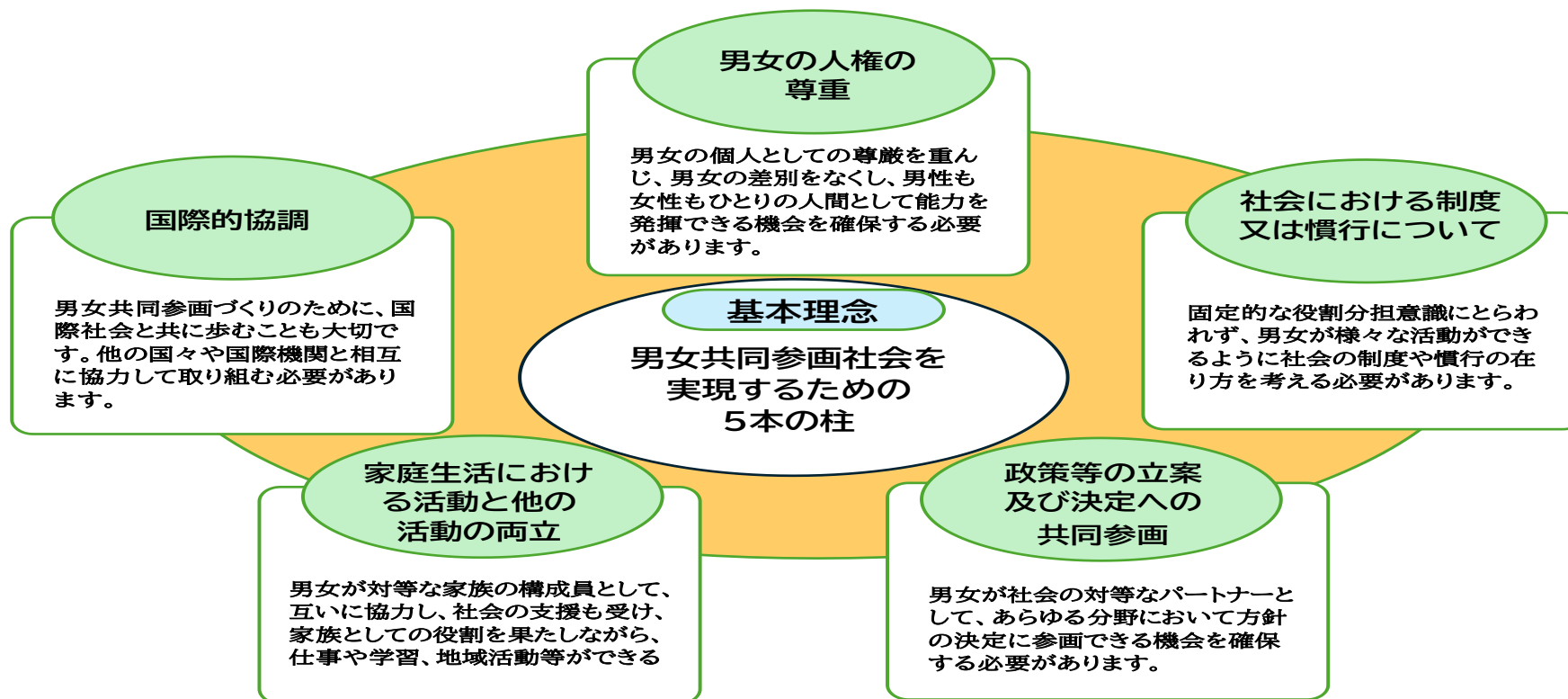
1. 男女共同参画社会

2) 男女共同参画社会基本法

-
- ・平成11年(1999年)に公布・施行
 - ・昭和54年1979年国連で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択され、日本は批准に向けて国内法を整備し、昭和60年(1985年)批准した。
 - ・平成7年(1995年)北京世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」が採択。

1. 男女共同参画社会

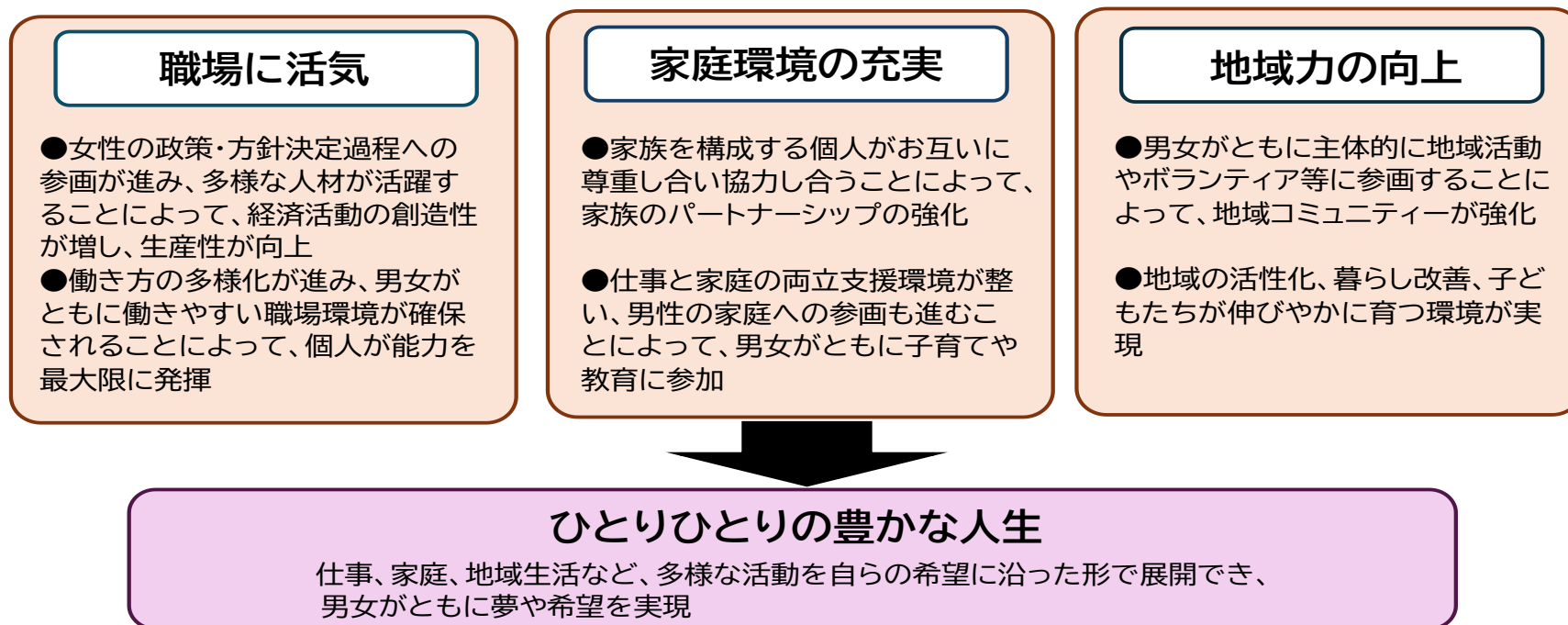
3) 男女共同参画社会の実現に向けた5つの柱(基本理念)



1. 男女共同参画社会

4) 男女共同参画社会のイメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会



2. ジェンダー・ギャップ指数

1)ジェンダー・ギャップ指数とは

2)経済、政治、教育、健康分野の指数の内容

2. ジェンダー・ギャップ指数

1) ジェンダー・ギャップ指数とは

- ・男女共同参画参画に関する国際的な指標の一つ
- ・世界経済フォーラムが公表しているもの
- ・経済、政治、教育、健康の4分野における指標を総合して算出
- ・2024年6月発表の順位は、日本は146か国中118位
- ・経済分野では120位
- 政治分野では113位
- 教育分野では72位
- 健康分野では58位

2 ジェンダー・ギャップ指数

2) 経済、政治、教育、健康分野の指数の内容

ア 経済分野

- ・労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の格差、管理職に占める比率、専門職に占める比率

イ 政治分野

- ・国会議員(衆議院)に占める女性の比率、内閣の女性閣僚の比率、最近50年の女性国家元首の在任年数

ウ 教育分野

- ・識字率、初等・中等・高等教育の各在学率

エ 健康分野

- ・新生児の男女比率、健康寿命

3. 男女共同参 画に関する国際 的取り組み



3. 男女共同参画に関する国際的取り組み

世界での出来事

年	世界での出来事
1975年	国際婦人年が制定され、メキシコシティで第1回世界女性会議が開催される。
1979年	女子差別撤廃条約が国連で採択される。
1985年	ナイロビ世界女性会議で「ナイロビ将来戦略」が採択される。
1993年	世界人権会議を経て国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択される。
1995年	北京世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」が採択される。
1999年	日本で男女共同参画社会基本法が制定される。
2000年	国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、21世紀に向けた男女平等・開発・平和の推進が議論される。
2005年	ニューヨーク国連本部で国連婦人の地位委員会「北京+10」が開催される。
2010年	日本で第3次男女共同参画基本計画が策定される。
2011年	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足する。
2020年	世界的にジェンダー平等の推進が加速し、各国で新たな政策が導入される。

4. 男女共同 参画に関連す る法令

1)日本国憲法

2)男女共同参画社会基本法

3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

4)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

5)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

6)八王子市男女共同参画推進条例

7)その他の関係法令

4. 男女共同参画に関連する法令

1) 日本国憲法

- 個人の尊厳（第13条）
- 法の下での平等（第14条第1項）
- 居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由（第22条第1項）
- 家族関係における個人の尊厳と両性の平等（第24条）
- 教育を受ける権利と受けさせる義務（第26条）
- 議員及び選挙人の資格（第44条）

4. 男女共同参画に関連する法令

2) 男女共同参画社会基本法

●基本理念（男女共同参画社会を実現するための5本の柱）

- 男女の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
- 国際的協調（第7条）

●国・地方公共団体及び国民の役割

- 国の責務（第8条）
 - ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定する。
 - ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施する。
- 地方公共団体の責務（第9条）
 - ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策を策定・実施する。
 - ・地域の特性を活かした施策を策定・実施する。
 - ※都は、男女共同参画基本計画を勘案して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本的な計画を定めなければならない。
 - ※市は、男女共同参画基本計画と都道府県男女共同参画計画を勘案し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
- 国民の責務（第10条）
 - ・あらゆる分野での男女共同参画社会づくりに協力するようにする。

4. 男女共同参画に関連する法令

3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

●自らの意思によって職業生活を営んだり、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要である。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するための3つの基本原則を掲げている。（第2条）

- ・ 職業生活を営み、営もうとする女性の採用、昇進等の機会の積極的な提供とその活用や性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が職業生活における活躍に及ぼす影響に配慮されていること
- ・ 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活における活動で家族の一員としての役割を円滑に果たし、職業生活における活動を行うための必要な環境整備等により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能であること
- ・ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されていること

4. 男女共同参画に関連する法令

4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

●目的

- ・日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の尊重と男女平等の実現に向けた取組が行われている。
- ・一方で、配偶者からの暴力は、犯罪的な行為を含む重大な人権侵害にもかかわらず被害者の救済が十分でないこと、経済的自立が困難な女性への暴力によって個人の尊厳が害され、男女平等の実現が妨げられている。
- ・人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図る。

4. 男女共同参画に関連する法令

5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

●目的（第1条）

- ・困難な問題を抱える女性の福祉の増進のため、その者への支援に関する必要なことを定め、支援のための施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心・自立して暮らせる社会実現に寄与する。

●基本理念（第3条）

- ・困難な問題を抱える女性の意思が尊重され、状況等に応じた最適な支援が受けられるようにすることにより、福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備する。
- ・困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関・民間団体の協働により早期から切れ目なく実施されるようにする。
- ・人権の擁護を図り、男女平等の実現に役立つようにする。

4. 男女共同参画に関連する法令

6) 八王子市男女共同参画推進条例

●基本理念（第3条）

➤市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が一体となって、男女共同参画を推進するための責務を果たす上で、共通する6つの基本的な考え方

- 1 個人の人権が尊重され、性別による差別的取扱いがなく、多様な生き方ができる。
- 2 性別による固定的な役割分担意識による制度・慣行により、活動が自由に選択できないことがないよう配慮される。
- 3 社会における方針の立案・決定過程に男女が共同して参画できる機会が確保される。
- 4 男女相互の協力と社会の支援により、家庭、学校、職場、地域その他の社会生活で対等な立場で参画できる。
- 5 互いの性を理解し、妊娠、出産等の性や生殖に関する個人の意思を尊重し、安全で健康な生活ができるよう配慮される。
- 6 性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重される

4. 男女共同参画に関連する法令

6) 八王子市男女共同参画推進条例

●責務（第4条～第8条）

➤市の責務（第4条）

- ・男女共同参画推進に関する施策を策定し実施する。
- ・施策を実施するにあたり、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体、国、他の地方公共団体との相互に連携する。

➤市民の責務（第5条）

- ・男女共同参画への理解を深め、社会のあらゆる分野での男女共同参画の推進に努める。
- ・市が実施する施策へ協力するよう努める。

➤教育関係者の責務（第6条）

- ・男女共同参画の推進には教育は重要であるとの認識の下、基本理念に配慮した教育を行うよう努める。
- ・市が実施する施策に協力するよう努める。

➤事業者の責務（第7条）

- ・事業活動において、個人の意欲、能力、個性等が尊重され、男女が共に参画できるよう努める。
- ・雇用における男女の均等な機会・待遇が確保され、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行を見直し、職業生活・家庭生活・その他の活動が両立できる職場環境の整備に努める。
- ・市が実施する施策へ協力するよう努める。

➤地域活動団体の責務（第8条）

- ・性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行を見直し、男女が共に参画できるよう努める。
- ・市が実施する施策へ協力するよう努める

4. 男女共同参画に関連する法令

6) 八王子市男女共同参画推進条例

●情報の収集・調査、啓発、支援、体制整備、男女共同参画推進審議会（第9条～13条）

➢情報の収集・調査（第9条）

- ・施策を策定し効果的に実施するため、情報収集・調査研究を行う。

➢啓発活動（第10条）

- ・男女共同参画への関心・理解を深めるための啓発活動を行う。

➢活動支援（第11条）

- ・男女共同参画推進の活動を行う市民等へ人材の育成、情報提供、必要な支援のを行う。

➢体制整備（第12条）

- ・相談や啓発活動等の実施拠点の設置、市民等・国・地方公共団体との相互連携等のための体制整備を行う。

➢男女共同参画推進審議会（第13条）

- ・男女共同参画推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置する。
- ・市長からの諮問により、男女共同参画社会基本法で規定する市町村男女共同参画計画の策定や男女共同参画の推進に関し市長が必要と認める事項を調査審議し、答申する。

●推進計画（第14条・第15条）

➢推進計画（第14条）

- ・市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を市民等の意見を反映するための必要な措置を講じ、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で策定する。

➢施策実施状況の公表（第15条）

- ・推進計画に基づく施策の実施状況を公表する。

4. 男女共同参画に関連する法令

6) 八王子市男女共同参画推進条例

●性別による権利侵害の禁止、公衆に表示する情報の留意事項、相談・苦情処理（第16条～20条）

➤性別による権利侵害の禁止（第16条）

- ・全ての人は、あらゆる分野で性別による差別的扱い、性別に起因する権利侵害にあたる行為を行ってはならない。

➤公衆に表示する情報の留意事項（第17条）

- ・全ての人は、公衆に表示する情報で性別による固定的な役割分担意識や暴力行為を助長、連想させる表現、著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努める。

➤相談申出への対応（第18条）

- ・性別に起因する権利侵害、男女共同参画の推進を妨げる行為に関する市民等からの相談申出窓口を設置する。
- ・相談申出については、関係機関と連携し適切な処理に努める。

➤苦情申出への対応（第19条）

- ・男女共同参画の推進に関する施策、影響を及ぼすと認められる施策に関する市民等からの苦情申出受付窓口を設置する。
- ・苦情申出については、適切な措置を行い、必要がある場合には、苦情処理委員会からの意見を聴取する。

➤男女共同参画苦情処理委員会（第20条）

- ・苦情申出を公正・適切に処理するため、市長の附属機関として設置する。
- ・苦情の申出について、市長からの諮問により調査審議し、答申する。

4. 男女共同参画に関連する法令

7) その他の関係法令

■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

●目的

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進すること。

●性別を理由とする差別の禁止（第5条～第8条）

- 雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止（第5・6条）
- 間接差別の禁止（第7条）
- 女性労働者についての措置に関する特例（第8条）

●婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等（第9条）

- 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等（第9条）

●セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント対策（第11条～第11条の4）

- 職場におけるセクシュアルハラスメント対策（第11条）
- 妊娠・出産等に関するハラスメント対策（第11条の3）
- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントに関する関係者の責務（第11条の2・第11条の4）

4. 男女共同参画に関連する法令

7)その他の関係法令

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

●趣旨

持続可能で安心できる社会をつくるためには、希望に応じて「就労」と「子育て」、あるいは「就労」と「介護」を両立できるようにすることが重要。こうした状況を踏まえ、育児・介護休業法では、子育てや介護など時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援を進めている。

●令和3年6月の育児・介護休業法改正

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設（令和4年10月1日施行）
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け（令和4年4月1日施行）
- 3 育児休業の分割取得（令和4年10月1日施行）
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け（令和5年4月1日施行）
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）

4. 男女共同参画に関連する法令

7) その他の関係法令

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

●趣旨

この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

➤目的（第1条）

- ・政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること。

➤基本原則（第2条）

- ・衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること。
- ・男女がその個性と能力を十分に発揮できること。
- ・家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること。

➤責務等（第3条・第4条）

- ・国・地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努める。
- ・政党等は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める。

5.男女が共に生きるまち八王子 プラン(第4次)

- 1)計画の策定にあたって・計画の基本的な考え方
- 2)体系図
- 3)指標の一覧
- 4)重点目標1
- 5)重点目標2
- 6)重点目標3
- 7)プラン推進・進行管理体制

男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

《抜粋版》

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

1)計画の策定にあたって・計画の基本的な考え方

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨	
	八王子市では、平成11年(1999年)4月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」(以下「プラン」という。)を策定以降、基本目標である「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」をめざして、総合的な取組を進めてきました。 こうした取組によって、男女共同参画は着実に前進しつつある一方で、アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識や、役割分担に基づく制度や慣行など、社会の構造的な問題が依然として根強く残っています。また、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要となっています。加えて、性的被害による予期せぬ妊娠、性別による役割分担に基づく不安定な就労状況や経済的困難など女性が抱える困難な問題は複雑化、多様化、複合化しています。 このような状況を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層推進するため、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」(以下「第4次プラン」という。)を策定しました。

計画の基本的な考え方

計画の理念と目標	
	日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念とし、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下に平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。 また、「男女共同参画社会基本法」は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を定めています。 本計画は、「日本国憲法」、「男女共同参画社会基本法」にうたわれている理念を尊重し、以下のとおり基本目標を掲げています。
	～基本目標～ 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

2)体系図

基本目標	重点目標	(重点目標を達成するための) 課題	(課題解決に必要な) 取組の方向性	男女共同参画推進条例 基本理念との関わり
人がひととして尊重されいきと暮らし暮らせる社会の実現をめざして 男女共同参画社会の実現をめざして	1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう	1-1 男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、分野によっては男女双方の参画が十分でない場合があります。このような状況を解決していくためには、働く場等において男女が共に活躍できる社会環境にすることが必要です。	取組1-1 働く場等における男女共同参画の推進 (1) 女性が社会で活躍するための支援 (2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進 (3) 性別にとらわれない職業選択	第1号 第2号 第4号
		1-2 政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。人口が男女半々にも関わらず、政策や方針の意思決定過程に女性の意見が活かされない状況では、女性にとって生きづらい社会となっています。	取組1-2 意思決定過程への女性の参画拡大 (1) 意思決定過程への女性の登用促進	第1号 第2号 第3号
	2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう	2-1 世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因の一つとして、「性別による固定的な役割分担意識」があると言われています。こうしたアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えていくためには、個々人だけでなく組織単位での意識改革のほか、子ども及び子どもに関わる大人への意識啓発が必要です。	取組2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革 (1) 組織単位での意識啓発 (2) 子どもへの意識啓発 (3) 大人への意識啓発	第1号 第2号 第3号
		2-2 性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、組織単位での意識改革と同時に、制度や慣行を変えることが重要になります。組織に制度や慣行が残っていると個々人の意識が変わっても発言や行動がしづらく、男女共同参画が進まないからです。	取組2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し (1) 職場・地域等における環境づくり	第1号 第2号 第3号 第4号
	3 DVや性暴力などを根絶しよう	3-1 DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、自分が被害者であると気づかないまま深刻化する場合があります。被害者ができる限り早く相談先につながる事が重要となります。 また、暴力は決して許されるものではないという認識を社会で共有することも重要です。	取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶 (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組 (2) 様々な相談メニューの実施 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 (4) 被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発	第5号 第6号
		3-2 女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的な困難等、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題も顕在化しました。 こうした困難な問題やその背景、心身の状況等に応じた相談支援が必要です。	取組3-2 困難を抱える女性等への支援 (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組 (2) 様々な相談メニューの実施 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 (4) 安全・安心な暮らしのための意識啓発	第5号 第6号

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

は、本市における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

3)指標の一覧

指 標		現状値	目標値
全体			
1	「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合	33.8%	50.0%
重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう			
2	委員等の構成比が男女共に30%以上の附属機関等の割合	42.0%	80.0%
3	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合(ワーク・ライフ・バランス)	43.5%	50.0%
重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう			
4	「職場」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合	48.3%	60.0%
5	「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合	45.9%	60.0%
重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう			
6	生命(いのち)の安全教育実施回数	42回/年	50回/年
7	男女共同参画センター新規相談件数	670件/年	1,000件/年
行政が推進力			
8	市の女性管理職の割合	12.6%	30.0%
9	男性職員の育児休業(2週間以上取得者)取得率	71.7%	85.0%

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

4)重点目標1

計画の内容

重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう

[現状・課題]

男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、分野によっては男女双方の参画が十分でなく、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。人口が男女半々にも関わらず、政策や方針の意思決定過程に女性の意見が活かされない状況では、女性にとって生きづらい社会となってしまいます。また、分野ごとの男女双方の参画が十分でないことで、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できず、多様性に欠けることでイノベーションが生まれにくくなり、持続可能な社会の実現は難しいと言えます。

各種調査結果から見ると、政治分野では、地方議会における女性議員の割合は都道府県議会では3割、市区町村議会では2割未満という状況にあります。行政分野では、本市における女性職員の割合は約39.4%ですが、管理職の女性の割合を見たときに、ここ数年12%台から15%台を推移しており、意思決定過程における女性の割合は低い状況にあります。

また、経済分野では、管理職に占める女性の割合は、係長級で2割、課長級で1割、部長級では1割を切っている状況であり、一般労働者の平均勤続年数においては、男性が13年、女性が9年という状況です。大学研究者の採用に占める女性の割合では、人文科学では4割と比較的高いものの、他は3割以下であり、中でも理学、工学は1割台という状況にあります。一方で、保育など福祉分野で働く男性が少ない状況もあり、分野によって男女双方の参画が十分でないことがわかります。

このような状況を解決していくためには、性別にとらわれない職業選択ができることが重要です。そして働く場等において男女が共に活躍できる社会環境にするためには、多様な働き方の定着や、子育て・介護等と仕事の両立を支援する環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組1－1 働く場等における男女共同参画の推進

取組の方向性(1)女性が社会で活躍するための支援

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
1	女性の就業継続やキャリア形成促進への支援(充実)	○事業者や女性を対象としたセミナー等の開催により女性の就業継続やキャリア形成を支援 ○リスクリング の促進(新規) ○研修等の際の託児サービスの実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
2	セクシュアル・ハラスメント等防止(21に再掲)	○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
3	女性の再就職支援(充実)	○出産・子育て、介護等のために離職した女性の就労につながる知識の習得や意識向上 ○就労を希望する女性に対し、情報提供と就労のための支援 ○リカレント教育 の促進(新規) ○リカレント教育や就職活動の際の託児サービスの実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組の方向性 (2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
4	職場等における環境づくり(充実) (20に再掲)	○男性の育児休業取得率の向上 ○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消 ○企業の取組状況などの情報提供・情報交換 ○職場環境づくり支援	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
5	社会における支援	○保育所・学童保育所、一時保育、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター 等の子育て支援事業 ○高齢者、障害者のためのショートステイ等の支援事業	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
6	【行政が推進力】 市役所における職場環境づくり (充実)(22に再掲)	○男性の育児休業を推進(充実) ○介護休暇・有給休暇取得を推進、長時間労働の解消	市
7	【行政が推進力】 産前産後休暇・育児休業取得者へ の研修の実施及び情報提供	○産前産後休暇・育児休業取得中の職員に対してリモートでの研修の実施や情報 提供	市

取組の方向性 (3)性別にとらわれない職業選択

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
8	子どもの頃からの意識醸成 (17に再掲)	○一人ひとりが性別にとらわれない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体 的に進路を選択決定する力を育成 (キャリア教育)	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組1－2 意思決定過程への女性の参画拡大

取組の方向性 (1) 意思決定過程への女性の登用促進

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
9	企業における女性活躍推進に向けた取組(充実)	○企業の取組を支援 ○企業経営者・社員を対象とした意識啓発と情報提供(充実)	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
10	附属機関等への女性の登用推進(充実)	○附属機関等の委員等の改選や新たな附属機関等の設置において、女性の登用の推進(充実) ○審議会等の際の託児サービスの実施(新規)	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者 事業者 地域活動団体
11	【行政が推進力】 女性管理職比率の向上(充実)	○キャリアアップにつながる仕組みづくり(充実) ○キャリア形成につながる人材育成(充実)	市

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

5)重点目標2

計画の内容

重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

[現状・課題]

世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因の一つとして、「性別による固定的な役割分担意識」があると言われています。急速なデジタル化やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や社会構造が大きく変化していくなか、多様な生き方、多様な価値観を認め合っていくことは、これからの社会発展のためには大変重要なことであります。

令和4年度内閣府「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に関する調査では、「男性は仕事をして家計を支えるべき」が1位(男性48.7%、女性44.9%)、次いで「女性には女性らしい感性があるものだ」が2位(男性45.7%、女性43.1%)と、男女ともに半数近くの人が性別役割意識を持っていました。また、職場項目においては、20代男女では「女性社員の昇格や管理職への登用のための教育・訓練は必要ない」が男性17.2%に対し女性10.0%、「男性なら残業や休日出勤をするのは当たり前だ」が男性18.2%に対し女性9.8%と男性の方が高い傾向にありました。

こうしたアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、同時に役割分担に基づく制度や慣行を変えていくことが必要です。

しかしながら個々人の意識が変わったとしても、組織に制度や慣行が残っていると、周囲に合わせてしまう同調圧力や、合理的な判断よりも集団的判断を優先してしまう傾向になりやすく、個々人が発言・行動したくともできない状況になってしまいがちになります。

したがって、組織単位での意識改革を行い、制度や慣行を変えることが重要になります。

また、個人の意識も長い年月の経験値から形成されていくため、一人ひとりが性別にとらわれない生き方を選択することができるよう子どもの頃からの啓発が大切となります。一方で、子どものそばには様々な場面で大人の関わりがあり、大人の言動を子どもは無意識の中で体験、体感することとなります。子どもの意識醸成に影響を与える大人が持つアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えるための意識啓発も大切なこととなります。

そこで、これからを担う子どもたち、その子どもたちに関わる大人への意識啓発を行うことが必要となります。

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組2－1 性別による固定的な役割分担意識の改革

取組の方向性(1)組織単位での意識啓発

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
12	男女共同参画に関する情報の収集と提供	○アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
13	事業者に対する男女共同参画の意識啓発	○事業者に対して、アンコンシャス・バイアスや性別による固定的役割分担意識等の男女共同参画に関する理解を深めるための講座等を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
14	地域活動団体への意識啓発 (23に再掲)	○地域活動における男女共同参画の必要性についての学習機会や情報の提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
15	【行政が推進力】 職員研修の充実(充実)	○管理職も含めた職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施	市
16	【行政が推進力】 男女共同参画の視点に立った行政運営	○施策や事業を構築・実施するうえで、男女共同参画の視点にたった運用の推進	市

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組の方向性 (2)子どもへの意識啓発

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
17	子どもの頃からの意識醸成 (8の再掲)	○一人ひとりが性別にとらわれない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成 (キャリア教育)	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者

取組の方向性 (3)大人への意識啓発

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
18	幼稚園、保育所、学校、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等教育関係者への意識啓発(充実)	○子どもの意識醸成に関わる大人の意識啓発を進めるため、幼稚園、保育所、学校、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等教育関係者を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための学習機会や情報の提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者
19	地域、保護者等への意識啓発(充実)	○子どもの意識醸成に関わる大人の意識啓発を進めるため、地域、保護者等を対象に男女共同参画への理解を深めるための学習機会や情報の提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し

取組の方向性 (1)職場・地域等における環境づくり

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
20	職場等における環境づくり(充実) (4の再掲)	○男性の育児休業取得率の向上 ○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消 ○企業の取組状況などの情報提供・情報交換 ○職場環境づくり支援	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
21	セクシュアル・ハラスメント等防止 (2の再掲)	○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
22	【行政が推進力】 市役所における職場環境づくり (充実) (6の再掲)	○男性の育児休業を推進(充実) ○介護休暇・有給休暇取得を推進、長時間労働の解消	市
23	地域活動団体への意識啓発 (14の再掲)	○地域における課題や取組方針の決定過程における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

6)重点目標3

計画の内容

重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう

[現状・課題]

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）や性犯罪・性暴力等の「性別に起因する暴力」は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となります。こうした暴力は、その対象の性別を問わず、重大な人権侵害です。

その中でもDVIは、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、被害者であることを自覚しないまま、周囲も気づかないうちに暴力が深刻化してしまう場合があります。

コロナ禍においては、外出自粛や休業による在宅時間が増加したことに伴い、DV被害の潜在化、さらなる深刻化が懸念されています。男女共同参画センターにおける相談件数は、令和元年度(2019年度)に3,673件に達しましたが、以降は緩やかに減少しています。しかし、DVに関する相談件数の割合はほぼ横ばいに推移しており、DVは依然として大きな問題となっています。さらに、男女共同参画センターで実施する相談事業のうち、「女性のための総合相談」(電話・対面)では、新規相談者の割合が年々増加しています。令和4年度(2022年度)市民意識・実態調査によると、DV又はデートDVを受けたことがある人のうち、「相談しなかった(できなかった)」という人の割合は64.5%となっており、その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が32.7%、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」が29.8%となっています。相談することを躊躇せずに声を上げられるよう、孤独・孤立を防ぎ、相談につなげるための取組が必要です。

また、DVの加害者は罪の意識が薄い傾向にあるため、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力は決して許されるものではないという認識を社会全体で共有することが重要です。

女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的な困難等、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題も顕在化しました。社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかな、つながり続ける支援を受けられることが必要です。こうした困難な問題を抱える女性ができる限り早く相談支援を受けられるよう、早期発見の取組や適切な情報提供が必要となります。

また、国の調査によると、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数は年々増加しており、かつ、令和4年度(2022年度)の相談者の被害時の年齢を見ると、約半数を10代以下が占めています。子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの頃から発達段階に応じて正しい知識を身につけられるための取組が求められています。

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶

取組の方向性(1)孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

取組 No.	主な取組	概 要	実施・連携
24	DVに関する意識啓発と情報提供の充実(32に再掲)	○DVの種類やサイクル、加害者・被害者の心情などDVについての認識を深めるための情報提供や啓発を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
25	被害者の早期発見に向けた取組	○関係機関(民間団体含む)と連携した、被害の深刻化・複雑化を防ぎ、被害者が相談につながるためのきっかけづくり ○男女共同参画の視点を持ってもらうことで、被害者の抱える課題を認識し、適切な支援につなげるため、地域で活動している支援者等に対し、研修等を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 市民 教育関係者 事業者 地域活動団体

取組の方向性 (2)様々な相談メニューの実施

26	被害者支援のための相談の実施(充実)	○庁内だけでなく、警察や女性相談支援センター等庁外の関係機関(民間団体含む)と連携し、様々なメニューの相談を実施 [事業の例] ・DV・デートDVに関する相談 ・夫婦・パートナー間の悩みや問題に関する相談	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
27	被害者支援への理解を深めるための研修等	○被害者の相談にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組の方向性 (3)関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援

28	被害者の安全確保のための支援	○関係機関(民間団体含む)と連携・協力した被害者の安全確保 [事業の例] ・緊急一時保護 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・国民健康保険・年金等の手続きに対する支援 ・就学に関する支援 ・保育所・学童保育所等の入所に関する支援 ・外国人被害者の安全確保のための通訳等支援	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
29	被害者の自立に向けた支援	○被害者に対し、関係機関(民間団体含む)と連携し、自立に向けた支援を実施 [事業の例] ・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援 ・職業紹介、面接対策などの就労支援 ・就職に必要な知識・技能を習得するための支援 ・市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
30	被害回復に向けた心理的ケア(充実)	○関係機関(民間団体含む)と連携を図りながら、心理的な支援を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
31	被害者支援への理解を深めるための研修等	○被害者の支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組の方向性 (4)被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発

32	DVに関する意識啓発と情報提供の充実(24の再掲)	○DVの種類やサイクル、加害者・被害者の心情などDVについての認識を深めるための情報提供や啓発を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
33	生命(いのち)の安全教育の実施(充実)(39に再掲)	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を浸透させるため、また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために生命(いのち)の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、幼児期から大学生までの発達段階に応じて身に付けるための生命(いのち)の安全教育を実施。 [事業の例] ・幼児期からの意識啓発(新規) ・学習指導要領に基づいた学校における教育(中学校での「いのちの授業」の実施)(継続) ・中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発(充実)	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組3-2 困難を抱える女性等への支援

取組の方向性 (1)孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

34	支援を必要とする人の早期発見に向けた取組	○関係機関(民間団体含む)と連携した、支援を必要とする人の抱える困難な問題の深刻化・複雑化を防ぎ、相談につなげるためのきっかけづくり ○男女共同参画の視点を持ってもらうことで、支援を必要とする人の抱える問題を認識し、適切な支援につなげるため、地域で活動している支援者等に対し、研修等を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 市民 教育関係者 事業者 地域活動団体
----	----------------------	---	--

取組の方向性 (2)様々な相談メニューの実施

35	支援を必要とする人の支援のための相談の実施(充実)	○庁内だけでなく、女性相談支援センター等庁外の関係機関(民間団体含む)と連携し、様々なメニューの相談を実施 [事業の例] ・困難女性のための相談 ・性暴力等に関する相談 ・LGBT相談	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
----	---------------------------	--	--------------------------

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組の方向性 (3)関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援

36	困難な状況に応じた支援	○関係機関(民間団体含む)と連携・協力し、切れ目のない支援を実施 [事業の例] ・就学に関する支援 ・保育所・学童保育所等の入所に関する支援 ・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援 ・職業紹介、面接対策などの就労支援 ・就職に必要な知識・技能を習得するための支援 ・市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供 ・外国人相談者の通訳等支援	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
37	回復に向けた心理的ケア	○関係機関(民間団体含む)と連携を図りながら心理的支援を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
38	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	○妊娠期からの切れ目のない支援(八王子版ネウボラ)の実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

取組の方向性 (4)安全・安心な暮らしのための意識啓発

39	生命(いのち)の安全教育の実施(充実)(33の再掲)	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を浸透させるため、また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために生命(いのち)の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、幼児期から大学生までの発達段階に応じて身に付けるための生命(いのち)の安全教育を実施。 [事業の例] ・幼児期からの意識啓発(新規) ・学習指導要領に基づいた学校における教育(中学校での「いのちの授業」の実施)(継続) ・中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発(充実)	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者
40	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	○AV出演被害やJKビジネス、SNSを利用した性被害など、若年層の様々な性暴力被害を防止するための意識啓発と情報提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者
41	性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	○性の商品化が人権侵害であることやメディアリテラシーについての理解を深めるための意識啓発を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者
42	性的指向・性自認 についての意識啓発と情報提供	○性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)

7)プラン推進・進行管理体制

1 市の推進・進行管理体制	
	「第4次プラン」については、年度毎に男女共同参画の推進に努めます。本計画の計画期間中、年度毎に進捗状況の評価を行い、市民に公表します。評価にあたっては、八王子市男女共同参画推進審議会から意見をいただき、男女共同参画施策に資する取組に反映していきます。
2 市民等との連携による計画の推進	
	男女共同参画をより推進していくためには、あらゆる分野において男女が共に参画すること、そして政策や方針などの企画・立案・決定などの過程に男女が共に携わることが必要不可欠となります。そのため、行政においては全庁的取組として、そして市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体と一体となって、共通認識を持ち、協働して取組を進めていきます。
3 国・東京都・他自治体との連携	
	男女共同参画社会の実現に向けた課題には、市だけでは解決できないものが多く存在しており、法や制度の整備に向け、国や東京都との連携、他自治体との情報共有を図ります。